

監 査 結 果 報 告 書

平成 28 監査年度 第 1 回

(平成 28 年 1 月～ 8 月定期監査)

(平成 28 年 8 月財政的援助団体等監査)

平成 2 8 年 9 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1 定期監査 -----	1
1 監査の実施方針 -----	1
2 監査における重点事項 -----	1
3 委員実地監査実施日 -----	2
4 監査対象機関 -----	2
5 監査の結果 -----	3
(1)部局別指摘事項等件数一覧 -----	3
(2)指摘事項等の内容別 -----	5
(3)所属別 -----	7
ア 本庁	
知事公室 -----	7
総務部 -----	7
地域振興部 -----	8
観光局 -----	9
健康福祉部 -----	9
こども・女性局 -----	10
医療政策部 -----	10
暮らし創造部 -----	11
景観・環境局 -----	11
産業・雇用振興部 -----	12
農林部 -----	12
県土マネジメント部 -----	13
まちづくり推進局 -----	14
会計局 -----	14
水道局 -----	14
議会事務局 -----	14
教育委員会 -----	14
行政委員会 -----	16
警察本部 -----	16
イ 出先機関	
知事公室 -----	16
地域振興部 -----	16
健康福祉部 -----	17
こども・女性局 -----	18
医療政策部 -----	18
暮らし創造部 -----	18
景観・環境局 -----	18
産業・雇用振興部 -----	18
農林部 -----	18

	まちづくり推進局 -----	18
	教育委員会 -----	19
	警察本部 -----	20
第2	財政的援助団体等監査 -----	21
1	監査の実施方針 -----	21
2	監査実施状況 -----	21
3	監査の結果 -----	21
	(1)指摘事項等件数 -----	21
	(2)指摘事項等の内容別 -----	21
4	監査実施団体の概要及び監査の結果 -----	22
	奈良県土地開発公社 -----	22
	奈良県道路公社 -----	24
	奈良市場冷蔵株式会社 -----	26
	奈良県大芸術祭実行委員会 -----	28
	うまし奈良めぐり実行委員会 -----	29

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、平成28年度監査実施計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

(1) 公有財産の管理について

公有財産は、県民から負託された重要な財産であり、地方自治法のほか、奈良県公有財産規則等の定めるところにより適正に管理しなければならないことはいまでもない。

平成26年度決算審査意見書において、「適正な財産管理の重要性が一段と増しているにもかかわらず、公有財産台帳や物品管理サブシステムへの誤・未入力」等の不適正な事務処理を例示し、財産管理における内部統制の強化と厳正な運用の徹底を求めたところである。

また、今後の地方公会計の整備促進により、平成27年度からの3年間で統一的な基準による財務書類を作成することが予定されており、その前提となる固定資産台帳の整備等、公有財産についても適切な管理が求められる。

そこで、公有財産台帳は適正に整備されているか、維持管理は法令等に基づき適正に行われているか監査を行う。

なお、公有財産の有効活用については、全庁的なファシリティマネジメント推進の取組の中で検討等がなされているため、除くものとする。

(2) 委託業務について

県財政の健全化、県が有する経営資源の効率的・効果的な活用の観点から、行政サービスの提供のあり方の見直しの方策の一つとして、アウトソーシングの推進が重要な課題となっている。他方、どのような業務が民間に委託され、それが適切に行われるかについては、行政サービスの提供を受ける県民にとって、強い関心事であると考えられる。

また、平成26年度決算審査意見書において、「契約事務では、委託契約等の変

更手続の欠如や契約書を締結することなく委託業務が開始されているもの等が認められた。」と委託業務に関する不適正な事務処理について取り上げられている。

そこで、委託業務について、委託先の選定、契約の方法及び内容、契約の履行確認の観点から、民間への業務委託が適切に行われているか監査を行う。

3 委員実地監査実施日

平成28年1月27日～平成28年8月25日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の154所属（本庁116所属、出先機関38所属）について実地に監査を執行した。

所 管 部 局	実 地 監 査		所 管 部 局	実 地 監 査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	8	3	農 林 部	11	1
総 務 部	9		県土マネジメント部	12	
地 域 振 興 部	11	3	まちづくり推進局	9	3
観 光 局	3		会 計 局	1	
健 康 福 祉 部	8	3	水 道 局	1	
こども・女性局	3	1	議 会 事 務 局	1	
医 療 政 策 部	8	4	教 育 委 員 会	11	14
くらし創造部	6	2	行 政 委 員 会	3	
景 観 ・ 環 境 局	3	1	警 察 本 部	1	2
産 業 ・ 雇 用 振 興 部	7	1	合 計	116	38

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指 摘 事 項								注 意 事 項						意 見 事 項				合 計	
	収 入	支 出	契 約	委 託	財 産	物 品	公 用 車	そ の 他	収 入	支 出	委 託	補 助 金	負 担 金	財 産	そ の 他	収 入	財 産	公 用 車		そ の 他
知 事 公 室		1							1		2								4	
総 務 部															2		1		3	
地 域 振 興 部		1	2	4		2		1	3			1	1	2			1		18	
観 光 局		1																	1	
健 康 福 祉 部	1														1				2	
こども・女性局	1														1				2	
医 療 政 策 部		1					1	1	1				1						5	
くらし創造部									2		1								3	
景 観 ・ 環 境 局									1										1	
産 業 ・ 雇 用 振 興 部			2	1											1				4	
農 林 部		2			1		1				1		1				1		7	
県土マネジメント部																	1		1	
まちづくり推進局				1	2			2	2					1					8	
教 育 委 員 会	1	1		1		1		1	2	2			3	1		1		1	15	
警 察 本 部						1													1	
小 計	3	7	4	7	3	3	1	2	4	12	3	4	1	6	4	5	1	4	1	75
合 計	30							34						11						

※ 項目としては2項目に該当するが、内容的には共通するため指摘事項等としては1件にまとめた監査結果については、主な項目の方に件数として計上している。

※ 定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反するもののうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額(一定数値)以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘事項等の内容別

ア 指摘事項 (30件)

項 目	内 容	件数	対象所属
収入関係	未収金	生活保護費返還金等に係る未収金の回収について	1 中和福祉事務所
		児童措置費負担金に係る未収金の回収について	1 こども家庭課
		奨学資金貸付金等の償還未済金の回収について	1 学校支援課
支出関係	会計処理	資金前渡に係る事務について	1 秘書課
		資金前渡に係る現金出納簿の作成について	2 農業経済課、農村振興課
	予算の執行	支出科目及び資金前渡の精算について	1 観光プロモーション課(旧観光産業課分)
		支出科目について	1 榎原文化会館
		統計調査に係る調査員報酬の不適正支出等について	1 郡山保健所
給与・手当	通勤手当の認定について	1 教職員課	
契約	入札手続	入札予定価格の算定について	1 地域産業課
	契約書	かい長への事務の委任の範囲を越えた契約について	2 榎原考古学研究所、図書情報館
		物品購入契約書の作成時期について	1 産業振興総合センター
委託	委託事務	* 委託契約書等の作成時期について	5 うだ・アニマルパーク推進室、文化資源活用課(旧ならの魅力創造課分)、教育振興課、奈良公園事務所、山辺高等学校
		* 委託契約の履行確認について	1 高等技術専門校
		委託業務完了前の支払について	1 榎原文化会館
財産	財産管理	* 公有財産の台帳登載について	2 畜産課、奈良公園室
		* 公有財産等の所属替について	1 奈良公園事務所
物品	重要物品	重要物品の報告について	2 南部東部振興課、文化振興課
		重要物品の管理について	1 法隆寺国際高等学校
公用車	公用車	公用車使用中における事故防止について	1 県警本部
その他	その他	賃貸借契約に係る会計書類等の引継ぎについて	1 病院マネジメント課
		行政文書の適正な管理について	1 マーケティング課

イ 注意事項 (34件)

項 目	内 容	件数	対象所属
収入関係	収入事務	公金外現金の取扱いについて	1 文化資源活用課(旧ならの魅力創造課分)
	未収金	県営住宅に係る水道料金の未収金の回収について	1 住まいまちづくり課(旧住宅課)
		県営住宅使用料等の未収金の回収について	1 住まいまちづくり課(旧住宅課)
		高等学校授業料の未収金の回収について	1 学校支援課
支出関係	会計処理	資金前渡に係る事務について	2 榎原考古学研究所、消費生活センター
		資金前渡の精算について	1 青少年・社会活動推進課(旧青少年・生涯学習課分)
		現金出納簿の例月検査について	1 住まいまちづくり課(旧住宅課)
		公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払について	2 病院マネジメント課、廃棄物対策課
		公衆電話のダイヤル通話料の委託管理について	1 図書情報館
		傷害保険の加入時期について	1 図書情報館
		報償費の支出について	1 奈良春日野国際フォーラム
	給与・手当	通勤手当の認定について	2 大和広陵高等学校、二階堂養護学校
その他	所得税の源泉徴収について	1 消防学校	

項 目	内 容	件数	対象所属
委託	委託事務	委託業務の履行確認等について	2 精神保健福祉センター、二階堂養護学校
		委託契約書に定める提出書類について	1 高田高等学校
補助金	補助金	補助金交付に係る事務処理について	1 広報広聴課
		補助金の実績報告について	1 国際課
		補助金の交付誤りについて	1 担い手・農地マネジメント課
		補助金に係る変更承認手続について	1 青少年・社会活動推進課(旧青少年・生涯学習課分)
負担金	負担金	実行委員会負担金に係る変更承認申請等について	1 文化振興課
財産	財産管理 *	公有財産の台帳登載について	2 中央卸売市場、法隆寺国際高等学校
		公有財産(出資に係る権利)の台帳登載について	1 病院マネジメント課
		土地の貸付について	1 福利課
		自動販売機の設置に係る使用料の徴収について	1 うだ・アニマルパーク推進室
		行政財産の使用料について	1 高田高等学校
その他	その他	内部統制の強化・充実について	4 橿原考古学研究所、図書情報館、奈良公園事務所、吉野高等学校

ウ 意見事項 (11件)

項 目	内 容	件数	対象所属
収入関係	未収金	未収金対策について	1 行政経営課
		県税に係る未収金の回収について	1 税務課
		母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金に係る償還未済金の回収について	1 こども家庭課
		中小企業高度化資金貸付金等に係る償還未済金の回収について	1 地域産業課
		生活福祉資金貸付金に係る償還未済金の回収指導について	1 地域福祉課
財産	財産管理	県立学校における自動販売機の設置者の選定について	1 学校支援課
公用車	公用車	公用車使用中における事故防止について	4 総務部総務課、地域振興部企画管理室、農林部企画管理室、県土マネジメント部企画管理室
その他	その他	内部統制の強化・充実について	1 法隆寺国際高等学校

*印は、平成28監査年度における重点項目

※ 項目としては2項目に該当するが、内容的には共通するため指摘事項等としては1件にまとめた監査結果については、主な項目の方に件数として計上している。

(3) 所属別

ア 本庁

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
知 事 公 室	秘書課	平成28年 8月8日	資金前渡に係る事務について 交際費及び報償費について資金前渡していたが、前渡資金を銀行口座から出金せず、職員が立替払していた事例が散見された。立替払の支出方法は、地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則に規定がないので、今後は、適正な支出事務に努めるべきである。 (指摘事項)
	広報広聴課	8月8日	補助金交付に係る事務処理について 補助金の交付において、事業の着手後に補助金交付申請書が提出され、交付決定が行われているものが認められた。 今後は、早期に交付申請や交付決定が行われるよう奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	政策推進課	8月8日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	統計課	8月8日	同 上
	国際課	8月8日	補助金の実績報告について 補助金の交付において、事業終了後、交付要綱に定める期限までに事業実績報告書が提出されていないものが認められた。 今後は、補助事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	防災統括室	8月3日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	消防救急課	8月3日	同 上
	安全・安心まちづくり推進課	8月3日	同 上
総 務 部	総務課	8月5日	公用車使用中における事故防止について 総務部内において、公用車使用中の事故が認められた。部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用に当たっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見事項)
	行政経営課 ファシリティマネ ジメント室	7月27日	未収金対策について 未収金対策については、未収金対策推進連絡会議のもと積極的な情報交換や研修会を行うとともに、平成25年度の行政監査（税外未収金等にかかる債権管理について）の結果を踏まえ、平成27年度には「税外債権管理マニュアル」の作成を行うなどの取組が進められているところである。 このような取組等により、未収金はおおむね減少傾向となっているが、一部に依然として増加しているものがある。 未収金の解消は、財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められることから、更に実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれたい。 (意見事項)

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	人事課	7月27日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	総務厚生センター	8月5日	同 上
	財政課	8月5日	同 上
	税務課	7月27日	県税に係る未収金の回収について 県税収入については、各県税事務所における目標徴収率の設定や、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収及びネットワーク型協働徴収などの取り組みを実施し、徴収率及び収入未済額残高の縮減については着実に改善している。 しかしながら、依然として多額の未収金が認められ、また、徴収率においては全国的に低位であることから、今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見事項)
	管財課	7月27日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	情報システム課	8月5日	同 上
地 域 振 興 部	企画管理室	7月21日	公用車使用中における事故防止について 地域振興部内において、公用車使用中の事故が認められた。部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用に当たっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見事項)
	市町村振興課（選挙管理委員会事務局）	7月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	南部東部振興課 移住・交流推進室	7月21日	重要物品の報告について 会計管理者への財産調書の提出について、重要物品での登載誤りが認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)
	うだ・アニマル パーク振興室	7月21日	委託契約書の作成時期について 業務委託において、業務完了後に契約書を作成している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 自動販売機の設置に係る使用料の徴収について 自動販売機の設置に係る使用料について、併設されているゴミ箱の面積が算入されていなかったため、使用料を過少に徴収していた。 今後は、実態に合う設置許可及び使用料の徴収に努められたい。 (注意事項)
	地域政策課	7月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	エネルギー政策課	7月21日	同 上

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	文化振興課	7月21日	<p>重要物品の報告について 会計管理者への財産調書の提出について、重要物品での登載誤りが認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>実行委員会負担金に係る変更承認申請等について イベント等の開催経費に係る実行委員会への負担金の交付において、負担金交付要綱に規定する変更の承認手続が行われていない事例が認められた。また、負担金の額の確定において、その一部を繰越金として翌年度に執行することを認めている事例が認められた。 今後は、要綱に基づき、負担金交付に係る手続の適正化に努めるとともに、県負担金の繰越を認めるのであれば、要綱上の根拠の明確化を図られたい。 (注意事項)</p>
	文化資源活用課	7月21日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	文化資源活用課 (旧ならの魅力創造課分)	5月26日	<p>委託契約書の作成時期について 業務委託において、業務完了後に契約書を作成している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>公金外現金の取扱いについて 県立美術館で開催された展覧会において、物販事業者からならの魅力創造課が委託を受けて販売した図録等の販売手数料の額と、販売代金を管理する同課の通帳の精算時残高が一致しない事例が認められた。 また、同課は、図録等を販売・管理する美術館との間で、売上金や商品管理に関する取決めを明確にしていなかった。 公金外現金は、公金同様の透明性の確保や事故防止への注意義務が求められることから、その取扱いについて、今後は取扱基準等を定めるとともに、管理体制の一層強化に努められたい。 (注意事項)</p>
	教育振興課	7月21日	<p>委託契約書の作成時期について 業務委託において、契約書の作成が遅延した事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
観 光 局	観光プロモーション課	5月26日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	観光プロモーション課 (旧観光産業課分)	5月26日	<p>支出科目及び資金前渡の精算について 電車乗車券の購入代金の支払において、役務費で執行すべきところを誤って旅費で執行していた事例が認められた。 また、前渡資金の精算が完了していない者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。 今後は、適正な科目で支出するとともに、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
健 康 福 祉 部	企画管理室	6月7日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	地域福祉課 監査指導室	6月7日	生活福祉資金貸付金に係る償還未済金の回収指導について 前年度に引き続き、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付金に多額の償還未済金が認められた。 コールセンターによる電話催告の強化、定期的な訪問による計画償還や早期納付の指導など、債権回収及び未収金の発生防止に取り組んでいるところであるが、依然として未収金は増加している。 前回の監査においても意見をつけたところであるが、個々の債権回収の可能性を評価したうえで、より一層、債権の保全及び回収促進に努めるよう厳正な指導を徹底されたい。 (意見事項)
	障害福祉課	6月6日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	長寿社会課 地域包括ケア推進室	6月6日	同 上
	保険指導課	6月7日	同 上
	健康づくり推進課	6月6日	同 上
こども・女性局	女性活躍推進課 (旧女性支援課)	5月12日	同 上
	子育て支援課	5月12日	同 上
	こども家庭課	5月12日	児童措置費負担金に係る未収金の回収について 児童措置費負担金において、多額の未収金が認められた。不納欠損処分による債権整理の結果、その残高は対前年度比で減少しているが、これを除くと実質的に増加している。 今後も、こども家庭相談センターとの連携を密接にとりながら、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、引き続き一層の収納促進に努めるべきである。 (指摘事項) 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金に係る償還未済金の回収について 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金に、多額の償還未済金が認められた。 その残高は対前年度比で減少しているが、今後も、新たな償還未済金の発生防止に向けた取組や文書・電話による督促による回収など、これまでの取組を一層積極的に進め、回収促進に努められたい。 (意見事項)
医 療 政 策 部	企画管理室	7月25日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	地域医療連携課 医師・看護師確保 対策室	7月25日	同 上

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	病院マネジメント課 新総合医療センター建設室	7月25日	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払について 公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料において、購入日後の支出が認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。 (注意事項) 公有財産（出資に係る権利）に係る台帳記載について 所管する出資に係る権利について、公有財産台帳に記載されていないものが認められた。 今後は、公有財産台帳の整備は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	病院マネジメント課	7月25日	賃貸借契約に係る会計書類等の引継ぎについて 医療機器の賃貸借契約に係る会計書類等について、所在不明のものが散見された。県立五條病院の閉院後、奈良県病院事業費特別会計に関する事務は病院マネジメント課に引き継がれている。これら引継書類等の再確認を行うとともに、文書管理の適正化に努めるべきである。 (指摘事項) 【旧五條病院の監査での指摘事項】
	保健予防課	7月25日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	薬務課	7月25日	同 上
くらし創造部	企画管理室	5月13日	同 上
	青少年・社会活動推進課（旧協働推進課分）	5月13日	同 上
	青少年・社会活動推進課（旧青少年・生涯学習課分）	5月13日	資金前渡の精算について 使用料及び賃借料（会場使用料）の資金前渡において、精算が完了していない者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。 今後は奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項) 補助金に係る変更承認手続について 補助金の交付において、必要な変更承認の申請手続が行われていないものが認められた。 今後は、補助事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	スポーツ振興課	5月13日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	人権施策課	5月13日	同 上
	消費・生活安全課	5月13日	同 上
景観・環境局	環境政策課	4月25日	同 上
	廃棄物対策課	4月25日	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払について 公用車の継続自動車検査受検に係る自動車損害賠償責任保険料において受検日後の支出が認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。 (注意事項)

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	景観・自然環境課	4月25日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
産業・雇用振興部	企画管理室	5月11日	同 上
	地域産業課	5月11日	<p>入札予定価格の算定について 委託業務に係る一般競争入札において、入札予定価格が積算誤りにより、過大に算定されている事例が認められた。 入札結果に影響は無かったが、今後は、予定価格の算定金額に誤りの生じないようにチェックを徹底するなど、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>中小企業高度化資金貸付金等に係る償還未済金の回収について 中小企業高度化資金貸付金、中小企業店舗高度化資金貸付金及び小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還未済金については、不納欠損処分に基づく債権整理、電話、訪問及び文書での督促による債権回収の結果、その残高は対前年度比で減少したものの、依然として多額である。 今後とも、新たな償還未済金の発生を防止するとともに、引き続き債権の保全及び回収に積極的に取り組むことにより、償還未済金の縮減に努められたい。 (意見事項)</p>
	産業政策課	5月11日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	産業振興総合センター	3月24日	<p>物品購入契約書の作成時期について 物品購入において、納品後に契約書を作成している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	企業立地推進課	5月11日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	雇用政策課 (旧雇用労政課)	5月11日	同 上
農 林 部	企画管理室	7月11日	<p>公用車使用中における事故防止について 農林部内において、公用車使用中の事故が認められた。部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用に当たっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見事項)</p>
	マーケティング課	7月8日	<p>行政文書の適正な管理について 委託料の支出において、支出負担行為決議書等の関係書類の所在が確認できないものが認められた。 今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、適正な文書管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	農業水産振興課	7月11日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	農業水産振興課 (旧なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室分)	7月11日	同 上

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	農業経済課	7月11日	資金前渡に係る現金出納簿の作成について 公共料金に係る資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。 奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理を行うべきである。 (指摘事項)
	畜産課	7月8日	公有財産の台帳登載について 前回の監査において、土地の取得に伴う公有財産台帳への登載について、面積誤りが判明したが、適正な修正が行われていなかった。 今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、チェックを徹底するなど適正に処理すべきである。 (指摘事項)
	担い手・農地マネジメント課	7月11日	補助金の交付誤りについて 補助金の交付において、補助要件に該当しないにもかかわらず補助金を交付したため、補助事業者から返還された事例が認められた。 今後は、奈良県補助金交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正に処理されたい。 (注意事項)
	農村振興課	7月8日	資金前渡に係る現金出納簿の作成について 公共料金に係る資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。 奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理を行うべきである。 (指摘事項)
	林業振興課	7月11日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	奈良の木ブランド課	7月11日	同 上
	森林整備課	7月11日	同 上
県土マネジメント部	企画管理室 (収用委員会事務局)	7月15日	公用車使用中における事故防止について 土木事務所において、公用車使用中の事故が認められた。 部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用に当たっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見事項)
	建設業・契約管理課 (旧公共工事契約課)	7月15日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	用地対策課	7月15日	同 上
	技術管理課(旧建設業指導室分含む)	7月15日	同 上
	道路建設課	7月14日	同 上
	道路環境課	7月14日	同 上
	道路管理課	7月14日	同 上
	地域交通課	7月15日	同 上
	河川課	7月15日	同 上

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	砂防・災害対策課	7月14日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	下水道課	7月14日	同 上
まちづくり推進局	地域デザイン推進課 都市計画室	7月22日	同 上
	公園緑地課	7月22日	同 上
	奈良公園室	7月22日	公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項)
	平城宮跡事業推進室	7月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	住まいまちづくり課 (旧住宅課)	7月22日	県営住宅に係る水道料金の未収金の回収について 一部の県営住宅では、入居者が利用する水道料金について県が入居者から集金し、市水道局に支払うこととされているが、毎年未収金が発生しており、平成27年度においても未収金の増加が認められた。 今後も一層、県営住宅管理事務所及び指定管理者と連携を図り、未収金の発生防止及び収納促進に努められたい。 (注意事項) 県営住宅使用料等の未収金の回収について 県営住宅使用料、明渡請求後の住宅損害金及び入居者負担修繕費において、未収金の増加が認められた。 滞納者に対する明渡訴訟や強制執行などの法的措置、債権回収の民間委託等、指定管理者等と連携し収納対策を講じられているが、今後も一層、新たな未収金の発生防止及び収納の促進に努められたい。 (注意事項) 現金出納簿の例月検査について 資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長の例月検査が行われていなかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	建築課	7月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	営繕課 営繕プロジェクト推進室	7月22日	同 上
会 計 局	会計局	8月2日	同 上
水 道 局	水道局	7月29日	同 上
議 会 事 務 局	議会事務局	8月5日	同 上
教 育 委 員 会	企画管理室	8月2日	同 上

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
	福利課	8月2日	<p>土地の貸付について 教職員住宅の敷地内に配電用支持物（電柱）が設置されているにもかかわらず、貸付契約を締結せず、使用料を徴収していなかった事例が認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の強化を図られたい。 （注意事項）</p>
	学校支援課	8月1日	<p>奨学資金貸付金等の償還未済金の回収について 新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金について、償還未済金の増加が認められた。また、上記3つの貸付金に代わって創設された修学支援奨学金及び育成奨学金についても、償還未済金の増加が認められた。 文書や訪問による督促・催告、外部委託、収納方法の拡充などにより、未収金の回収に努められているところであるが、今後も新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向け、実態に即した効果的な取組を適宜導入し、更に実効性のある未収金対策に取り組まれたい。 また、資格を喪失しているにもかかわらず、学校からの異動届等の遅延により、過払いとなった事例が認められたことから、異動に係る速やかな報告を指導するとともに、継続支給時における資格確認を徹底されたい。 （指摘事項）</p> <p>高等学校授業料の未収金の回収について 高等学校の授業料については、平成26年度以降無償化制度は廃止されたものの、高等学校等就学支援金が支給されているにもかかわらず、未収金の大幅な増加が認められた。 未納となっている授業料等の徴収事務は、校長が納入義務者に対し、未納が解消されるまで継続して行うものとなっている。 県教育委員会は、該当校における「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づく徴収事務の実施状況を把握したうえで、取組が不十分な学校に対する指導を徹底されたい。特に、新たな未納者に対しては、初期における重点的な納付指導を徹底する旨、強く助言・指導を行うべきである。 （注意事項）</p> <p>県立学校における自動販売機の設置者の選定について 県立学校に設置されている自動販売機は、現在、公募を行うことなく使用許可されているが、他部局においては、歳入の確保、公平性・透明性の確保の観点から、公募が進められている。 県立学校に設置されている自動販売機についても、早急に実情についての調査・検討を行い、公募を実施するよう検討されたい。 （意見事項）</p>
	教職員課	8月2日	<p>通勤手当の認定について 公立の小・中学校に勤務する職員の通勤手当について、抽出により関係書類を調査した結果、認定誤り等により7件の過払いが認められた。 支給要件等について、職員への一層の周知徹底を図るとともに、既に認定されているものについても、適正なものであるかどうか、定期的に検証するなど、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 （指摘事項）</p>
	学校教育課 生徒指導支援室	8月1日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	人権・地域教育課	8月2日	<p>同 上</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	保健体育課	8月2日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	文化財保存課	8月1日	同 上
	文化財保存事務所	8月1日	同 上
監査委員事務局	監査委員事務局	8月3日	同 上
労働委員会事務局	労働委員会事務局	7月29日	同 上
人事委員会事務局	人事委員会事務局	7月8日	同 上
警察本部	県警本部	8月5日	<p>公用車使用中における事故防止について</p> <p>警察本部において、公用車使用中の事故が認められた。また、警察本部各課及び各警察署全体での事故件数は前年度に比較して減少しているものの、なお、多くの事故が見られることから、引き続き、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。</p> <p>(指摘事項)</p>

イ 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	旅券事務所	平成28年 2月25日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	外国人支援センター	3月24日	同 上
	消防学校	2月26日	<p>所得税の源泉徴収について</p> <p>報償費及び旅費の支給に係る源泉徴収について、所得税法の適用を誤ったため、徴収税額に過不足が生じている事例が認められた。</p> <p>今後は、所得税法の適用について、十分に留意されたい。</p> <p>(注意事項)</p>
地域振興部	橿原文化会館	2月24日	<p>支出科目について</p> <p>イベント開催に係る講師招へい費用の支払において、委託料で執行すべきところを誤って報償費で執行していた事例が認められた。</p> <p>今後は、適正な科目で支出すべきである。(指摘事項)</p> <p>委託業務完了前の支払について</p> <p>業務委託において、履行の完了時期を誤って、業務が完了する前に委託料の全額を支払っていた事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、委託業務の完了を確認のうえ支払を行うべきである。(指摘事項)</p>
	橿原考古学研究所	2月24日	<p>契約書の作成時期及びかい長への事務の委任の範囲を越えた契約について</p> <p>業務委託及び賃貸借契約において、契約書の作成が遅延した事例が認められた。また、かい長に委任された範囲を越えて契約を行っている事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
			<p>資金前渡に係る事務について 公共料金に係る資金前渡において、誤って資金前渡を重複して行い、不要となった資金前渡金をその年度内に戻入して精算をしないまま、翌年度に過年度分として戻入していた事例が認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当っては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (注意事項)</p>
	図書情報館	2月24日	<p>支出科目及びかい長への事務の委任の範囲を越えた契約について イベント開催に係る出演者派遣費用の支払において、役務費で執行すべきところを誤って報償費で執行していた事例が認められた。 また、かい長に委任された範囲を越えて契約を行っている事例が認められた。 今後は、適正な科目で支出するとともに、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>公衆電話のダイヤル通話料の委託管理について N T Tから委託を受けた公衆電話のダイヤル通話料(硬貨利用分)の回収事務において、当該公衆電話から回収した利用料金からN T Tに支払うべきところを誤って県の予算から支払っていた事例が認められた。 今後は、関係通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p>傷害保険の加入時期について 図書館ボランティアに係る傷害保険について、傷害保険の始期がボランティアの活動開始日より後になっていた。活動中の怪我等に備えるための保険であることから、今後は、適時に加入手続を行われたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当っては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (注意事項)</p>
健康福祉部	中和福祉事務所	2月25日	<p>生活保護費返還金等に係る未収金の回収について 生活保護費返還金等において、未収金の増加が認められた。 今後も、電話、訪問等により、未収金の回収及び適切な債権管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	吉野福祉事務所	4月26日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	3月24日	同 上

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
こども・女性局	中央こども家庭相談センター	4月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
医療政策部	郡山保健所	4月28日	統計調査に係る調査員報酬の不適正支出等について 国立社会保障・人口問題研究所の委託を受けて実施した第15回出生動向基本調査において、架空の調査票を作成し、調査に従事していない調査員に対して報酬を支払うとともに、調査の協力者へ配布する物品を処分していた。 今後は、厳格な内部のチェック体制の整備を図り、かかる事例の再発防止に努めるべきである。(指摘事項)
	吉野保健所・内吉野保健所	4月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	保健研究センター	1月28日	同 上
	精神保健福祉センター	4月28日	委託業務の履行確認等について 業務委託において、検収調書の未作成など履行確認が充分でないもの、変更契約をせず履行期限を延長したもの等適正を欠く事例が散見された。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)
くらし創造部	野外活動センター	1月27日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	消費生活センター	2月25日	資金前渡に係る事務について 公共料金に係る資金前渡において、誤って口座振替後に支出したことにより振替不能が発生していた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)
景観・環境局	景観・環境総合センター	2月24日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
産業・雇用振興部	高等技術専門校	1月28日	委託契約の履行確認について 業務委託契約において、履行確認が不十分なまま委託金額を支払っている事例が認められた。 今後は、契約書に基づく必要書類の確認を徹底するなど、適正な履行確認に努めるべきである。(指摘事項)
農 林 部	中央卸売市場	4月28日	公有財産の台帳登載について 取得した工作物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理されたい。(注意事項)
まちづくり推進局	幹線街路整備事務所	7月19日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	奈良公園事務所	4月28日	公有財産等の所属替について 所属替となった公有財産及び備品について、引継及び公有財産異動等報告等を行わなかったため、引継先所属において公有財産台帳及び備品管理簿が整備されていない事例が認められた。 奈良県公有財産規則、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、早急に引継を行い、適切な財産管理をすべきである。(指摘事項) 【奈良春日野国際フォーラムの監査での指摘事項】

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
		7月19日	<p>委託契約書の作成時期について 業務委託において、業務完了後に契約書を作成している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の強化について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の確実な整備に取り組むべきである。 (注意事項)</p>
	奈良春日野国際フォーラム	4月28日	<p>報償費の支出について 土地の使用貸借において、支出の理由等が明確でない謝礼を支払っている事例が認められた。 今後、支出する際にはその必要性等を明確にして適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p>
教 育 委 員 会	奈良朱雀高等学校	2月8日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	山辺高等学校	1月27日	<p>委託契約書等の作成時期について 工事及び業務委託において、業務完了後に契約書を作成している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	高田高等学校	2月10日	<p>行政財産の使用料について 行政財産の使用許可に係る使用料について、徴収していない事例が認められた。 今後は、奈良県行政財産使用料条例及び同施行規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>委託契約書に定める提出書類について 業務委託において、契約書及び仕様書で定める月次計画書を委託業者から提出させていない事例が認められた。 今後は、契約書及び仕様書に基づき、必要な書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p>
	奈良情報商業高等学校	2月8日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	青翔高等学校	2月10日	同 上
	青翔中学校	2月10日	同 上
	奈良北高等学校	4月21日	同 上
	法隆寺国際高等学校	2月10日	<p>重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、財産調書及び備品管理簿の整理を怠っている事例が認められた。 今後は、重要物品の報告及び備品管理簿への登載(記載)について、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に行うべきである。 (指摘事項)</p>

部 局 名	所 属 名	実 施 日	監 査 結 果
			<p>公有財産の台帳登載について 寄付により取得した工作物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、公有財産、備品の管理等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当っては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見事項)</p>
	磯城野高等学校	2月8日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	大和広陵高等学校	2月8日	<p>通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。(注意事項)</p>
	大淀高等学校	2月5日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	吉野高等学校	1月28日	<p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見を付けたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当っては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の確実な整備に取り組むべきである。(注意事項)</p>
	奈良西養護学校	2月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	二階堂養護学校	3月24日	<p>通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、3件の過払いが認められた。適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。(注意事項)</p> <p>委託業務の履行確認について 精算を伴う業務委託契約において、履行確認が不十分であったため、支払不足が生じている事例が認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)</p>
警 察 本 部	生駒警察署	4月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	吉野警察署	4月26日	同 上

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどについて監査を実施した。

2 監査実施状況

(単位：団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合 計
3	2	—	5

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合 計
3	2	3	8

(2) 指摘事項等の内容別

ア 指摘事項 (3件)

項 目	内 容	件数	対象団体または所属
予算の執行	物品の取得時期について	1	奈良県大芸術祭実行委員会
契 約	用地変更取得に係る変更契約について	1	地域デザイン推進課
執行体制	会計処理及び文書管理について	1	奈良県大芸術祭実行委員会

イ 注意事項 (2件)

項 目	内 容	件数	対象団体または所属
契 約	委託契約の金額の積算及び履行確認について	1	うまし奈良めぐり実行委員会
補 助 金	負担金交付団体から提出された実績報告の確認について	1	観光プロモーション課

ウ 意見事項 (3件)

項 目	内 容	件数	対象団体
決 算	経営改善について	1	奈良市場冷蔵株式会社
そ の 他	内部統制の強化・充実について	2	奈良県大芸術祭実行委員会、 うまし奈良めぐり実行委員会

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	平成28年 8月25日
-----	-----------	-------	-------------

(1) 団体の目的

公共用地・公用地等の取得、管理処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,623,716,103	流動負債	4,626,379,858
現金及び預金	2,213,958,002	未払金	732,441,680
事業未収金	19,673,017	短期借入金	3,859,709,344
代行用地	4,607,303,188	未払費用	31,992,144
完成土地等	675,696,175	前受金	1,460,000
代替地	106,815,731	預り金	776,690
前払費用	269,990	固定負債	24,752,342
固定資産	834,548,596	引当金	24,752,342
有形固定資産	28,453,937		
投資その他の資産	806,094,659	負債合計	4,651,132,200
		資本金	10,000,000
		基本財産	10,000,000
		準備金	3,797,132,499
		前期繰越準備金	4,181,235,194
		当期純損失	384,102,695
		資本合計	3,807,132,499
合 計	8,458,264,699	合 計	8,458,264,699

損益計算書

自 平成27年4月 1日

至 平成28年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	1,185,518,440	事業収益	1,092,866,417
公有地取得事業原価	706,842,917	公有地取得事業収益	706,842,917
土地造成事業原価	473,967,300	土地造成事業収益	363,365,500
附帯等事業原価	4,708,223	附帯等事業収益	22,658,000
販売費及び一般管理費	118,111,910	事業外収益	10,170,924
特別損失	188,250,468	受取利息	2,434,608
その他の特別損失	89,568	有価証券利息	7,688,651
土地評価損	188,160,900	雑収益	47,665
		特別利益	4,740,782
		その他の特別利益	4,740,782
		当期純損失	384,102,695
合 計	1,491,880,818	合 計	1,491,880,818

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産10,000,000円は、全額県の出資

イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成 27 年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、3,859,709,344円

監査結果

用地先行取得に係る変更契約について（地域デザイン推進課に対する指摘事項）

街路改良に伴う用地先行取得契約において、県の取得予定期間が経過しているにもかかわらず、契約内容を変更していない事例が認められた。

早急に契約を変更するとともに、今後は、公共用地先行取得に関する協定書及び契約書に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

団体名	奈良県道路公社	実施年月日	平成28年 8月25日
-----	---------	-------	-------------

(1) 団体の目的

有料道路の新設、維持管理等を行うことにより地域の幹線道路の整備促進と県民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,372,427,046	流動負債	19,586,988,579
預金	67,941,760	未払金	986,262,016
未収金	1,304,485,286	短期借入金	18,600,000,000
固定資産	110,435,772,517	未払費用	482,940
事業資産	110,404,463,174	預り金	243,623
道路	110,404,463,174	固定負債	703,120,173
有形固定資産	31,309,343	長期借入金	703,120,173
建物	44,851,235	特別法上の引当金等	54,758,090,811
機械及び装置	5,386,753	道路事業損失補てん引当金	7,482,250,393
車両及び運搬具	3,268,665	償還準備金	47,275,840,418
工具・器具及び備品	1,092,464	(負債合計)	75,048,199,563
有形固定資産減価償却累計額	△ 23,289,774	基本金	36,760,000,000
		奈良県出資金	36,760,000,000
		(資本合計)	36,760,000,000
合 計	111,808,199,563	合 計	111,808,199,563

損益計算書

自 平成27年4月 1日

至 平成28年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
業務管理費	6,122,246,536	業務収入	8,672,262,404
道路管理費	1,083,406,301	道路料金収入	8,670,289,061
道路料金収入配分費	5,038,840,235	業務雑収入	1,973,343
一般管理費	87,208,403	受託業務収入	246,720,208
受託業務損	246,720,208	業務外収入	5,475,085
諸減価償却費	1,208,692	雑益	5,475,085
有形固定資産減価償却費	1,208,692		
諸引当損	2,416,803,018		
道路事業損失補てん引当損	336,242,971		
償還準備金繰入損	2,080,560,047		
業務外費用	50,270,840		
支払利息	47,114,270		
雑損	3,156,570		
合 計	8,924,457,697	合 計	8,924,457,697

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本金36,760,000,000円は、全額県の出資
- イ 県からの貸付金は、200,000,000円
- ウ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成 27 年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、19,103,120,173円

監査結果

出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良市場冷蔵株式会社	実施年月日	平成28年 8月25日
-----	------------	-------	-------------

(1) 団体の目的

奈良県中央卸売市場開設にあたり、中央卸売市場の運営上不可欠となる冷蔵施設の運営等を行うため、冷蔵及び凍結事業、凍氷の販売、第一種貨物利用運送事業及び附帯する事業等を営むことを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	55,654,207	流動負債	49,389,197
現金預金	20,383,531	短期借入金	20,000,000
売掛金	31,471,974	未払費用	17,102,286
未収金	45,900	預り金その他負債	12,286,911
凍氷	158,700	固定負債	8,801,892
その他流動資産	634,267	退職給付引当金	8,801,892
繰延税金資産	3,146,000		
貸倒引当金	△186,165	負債合計	58,191,089
固定資産	19,884,217	資本金	10,000,000
有形固定資産	4,472,731	利益準備金	2,500,000
無形固定資産	237,931	別途積立金	16,725,000
投資その他の資産	15,173,555	繰越利益剰余金	△9,977,665
繰延税金資産	8,496,000	自己株式	△4,900,000
その他の投資	6,677,555	純資産合計	17,347,335
合 計	75,538,424	合 計	75,538,424

損益計算書

自 平成27年4月 1日

至 平成28年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	316,056,748	営業収益	308,069,396
施設維持管理費	223,069,518	保管収入高・附帯収入	184,988,795
再保管借庫・運送費	77,175,787	再保管・運送他収入	89,310,411
雑支出	18,811,443	雑収入	31,770,190
営業外費用	2,015,520	営業外収益	2,463,758
支払利息	518,721	保管収入高・附帯収入	2,463,758
雑損金他	1,496,799		
法人税、住民税及び事業税	71,113		
法人税等調整額	△3,071,000		
当期純利益	△4,539,227		
合 計	310,533,154	合 計	310,533,154

(3) 県の財政的援助等の状況

資本金10,000,000円のうち、4,900,000円（49.0%）が県の出資

監査結果

経営改善について（意見事項）

奈良市場冷蔵株式会社は平成26年度、平成27年度と2年連続して赤字決算となった。

現在、収入の確保や、更なる経費の削減に取り組み、平成28年度での黒字化を目指しているところであり、引き続き経営改善に努められたい。

団体名	奈良県大芸術祭実行委員会	実施年月日	平成28年 8月25日
-----	--------------	-------	-------------

(1) 補助金等を交付した団体の目的

奈良県大芸術祭を円滑に実施するために必要な事業を推進することを目的とする。

(2) 補助金等の交付状況

平成27年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県大芸術祭実行委員会負担金 65,000,000円

監査結果

会計処理及び文書管理について（指摘事項）

実行委員会における会計事務の執行にあたっては、奈良県大芸術祭実行委員会財務規程（以下「財務規程」という。）に基づいて処理することとされているが、会計手続の不備や契約手続の遅延など、財務規程を遵守していない事例が散見された。

また、文書管理についても、県と実行委員会のものが混在して保管されていたり、収入支出関係書類の根拠となる証拠書類が確認できないものが散見された。

今後は、財務規程に基づき適正な会計処理を行うとともに、適切な文書の保管・管理に努められたい。

物品の取得時期について（指摘事項）

年度末に大量の物品を購入した事例が認められた。

必要物品の購入に当っては、使用時期等に応じて計画的に購入すべきである。

内部統制の強化・充実について（意見事項）

今回の監査において、会計処理の一部に適正とはいえない事務処理が認められた。

事務の執行に当っては財務規程等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど内部統制の充実に努められたい。

団体名	うまし奈良めぐり実行委員会	実施年月日	平成28年 8月25日
-----	---------------	-------	-------------

(1) 補助金等を交付した団体の目的

オフシーズンの誘客を促進するため必要な事業を推進することを目的とする。

(2) 補助金等の交付状況

平成27年度の補助金等は、次のとおりである。

うまし奈良めぐり実行委員会事業負担金 121,077,490円

監査結果

委託契約の金額の積算及び履行確認について（注意事項）

奈良うまし夏めぐり推進事業等に係る広報宣伝等委託契約において、契約金額の積算が不明確であった。

また、委託業者から提出された業務完了報告書の一部に記載誤りがあり、誤った内容のまま受理されていた。

今後は、委託契約の金額の積算を明確にするとともに、契約書に基づく提出書類の確認を徹底し、適正な履行確認及び完了検査に努められたい。

内部統制の強化・充実について（意見事項）

うまし奈良めぐり実行委員会において、事務局や会計事務処理に関する規程が整備されていなかった。会計手続、事務処理等を適正に行うため、早急に規程を整備する等、内部統制の強化、充実を図られたい。

負担金交付団体から提出された実績報告の確認について

（観光プロモーション課に対する注意事項）

うまし奈良めぐり実行委員会から提出された事業実績報告書に添付されている開催概要に記載誤りがあったが、所管課は誤った内容のまま受理していた。

所管課においては、報告書の提出が適切になされるよう団体への指導を徹底するとともに、負担金交付に係る事業の履行について十分な確認を行われたい。